～ 後期高齢者医療制度の被保険者になる前日に
※被用者保険に加入されていた方へ

手続、忘れていませんか？

※被用者保険とは

（協会けんぽや企業の健康保険、船員保険、共済組合のことです。
「国民健康保険」及び「国民健康保険組合」は含まれません。）

① 被用者保険の被保険者本人であった方が後期高齢者医療制度に加入された場合

以前使用されていた被用者保険の被保険者証を返納してください。
詳しくは、事業主又は加入されていた保険者に御確認ください。

② 被用者保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に加入された場合

被保険者本人が事業主に「被扶養者異動届」を提出してください。
（被扶養者の方が後期高齢者医療制度に加入されたことをお伝えください。）
詳しくは、事業主又は現在加入されている保険者に御確認ください。

【御注意ください】
被扶養者異動届を事業主に提出されない場合、被用者保険の被扶養者であった方ということが分からないため、保険料の軽減（特別措置）が受けられません。早急に被扶養者異動届を事業主に提出されるか、 の手続を行ってください。

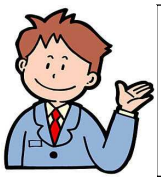

被用者保険の被扶養者の認定申請の受付は、お住まいの市役所、町役場でも行っています。申請用紙に記入の上、資格喪失証明書（事業主又は保険者が発行）を添付して提出いただきますと、認定を短期間で行うことができます。

《お問い合わせ先》

●①、②の手続について
事業主又は保険者にお問い合わせください。

●後期高齢者医療制度について
お住まいの市町の後期高齢者医療担当窓口又は広域連合事務局にお問い合わせください。
・山口県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課
TEL：083-921-7111